

別表（第４条関係）

障害者控除対象者認定基準

障害者控除等区分	認定区分	認定基準		
		要介護度	障害高齢者の日常生活自立度	認知症高齢者の日常生活自立度
障害者	身体障害者（３～６級）に準ずる	要介護１ 要介護２ 要介護３	A１、A２、B１、 B２、C１又はC２に該当	
	知的障害者（中度・軽度）に準ずる	要介護４ 要介護５		Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ又はMに該当
特別障害者	身体障害者（１・２級）に準ずる	要介護４ 要介護５	B１、B２、C１又はC２に該当	
	知的障害者（重度）に準ずる			Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ又はMに該当

備考

- 「要介護度」とは介護保険法第１９条第１項に規定する要介護状態区分をいう。
- 身体障害者に準ずる者の認定に使用する「障害高齢者の日常生活自立度」は主治医意見書又は認定調査票の障害高齢者の日常生活自立度とする。
- 知的障害者に準ずる者の認定に使用する「認知症高齢者の日常生活自立度」は主治医意見書又は認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度とする。
- 障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度は、主治医意見書又は認定調査票のうち、より重度の判定を採用する。
- 複数の認定区分に該当する場合における認定については、特別障害者は障害者に優先するものとする。